

【1 分解説】「年収の壁・支援強化パッケージ」とは？

人財開発コンサルティング事業部 主任講師 永原 僚子

「年収の壁・支援強化パッケージ」とは、2023年10月より開始された、いわゆる「年収の壁」対策です。年収の壁とは、扶養でいられる年収基準です。現状従業員101人以上の企業などで勤務する場合は年収106万円、従業員100人以下の企業などで働く場合は年収130万円を超えると扶養を外れ社会保険へ強制加入することになり、社会保険料分、手取り収入が減ってしまいます。年収の壁を超えないように労働時間を調整することが、働き手不足の原因になっているとの指摘もあります。この問題を解決するため、「年収の壁・支援強化パッケージ」では以下の取り組みが行われます。

「106万円の壁」対策では、事業主は従業員に、新たに社会保険に加入することで発生した保険料相当額を上限として「社会保険適用促進手当」の支給が可能になります。「社会保険適用促進手当」をはじめ収入増加の取り組みを行った事業主には、労働者一人あたり最大50万円の「キャリアアップ助成金」が国から支給されます。一方、「130万円の壁」対策では、年収が130万円に達しても直ちに扶養から外れるのではなく、事業主が労働時間延長等に伴う一時的な収入変動と証明することで、最大2年まで扶養にとどまることができます。

ただし、この支援策は2025年の年金制度改正までの期間限定の予定であり、どれほどの効果を持つかは不透明です。

関連レポート

重原正明「ここが知りたい「全世代型社会保障」『パートの厚生年金加入と「106万円の壁」』」

https://www.dlri.co.jp/report/dlri/04-20/2006_a.html

永原僚子「【1 分解説】『106万円の壁』とは？」

<https://www.dlri.co.jp/report/ld/279633.html>